

第18回たつの市農業委員会総会（5月定例会）議事録

令和7年5月27日（火）午前10時から第18回たつの市農業委員会総会（5月定例会）を新館3階301・302会議室において招集した。

出席委員19名

1	三村 誠	2	酒井 幸男	3	森下 長幸	4	松本 有史
5	福田 敏和	6	河井 由一	7	石田 政行	8	八木 正邦
9	松田 泰政	10	井上 昇造	11	水田 達實	12	田淵 大勝
13	岩田きん子	14	井上 親志	15	瀧口 節子	16	真殿 利晴
17	苗村 武大	18	猪澤 敏一	19	前田喜代和		

事務局の出席者 3名

局 長	大野 泰弘	主 幹	井上 吾郎	副主幹	近藤 由香
-----	-------	-----	-------	-----	-------

1 開 会

- 会長（猪澤敏一委員）
あいさつ（内容省略）

2 開会宣告

- 議長（猪澤敏一委員）
只今から第18回たつの市農業委員会総会を開会いたします。
本日の出席委員数等について、事務局から報告させます。

○事務局（大野泰弘君）

命によりご報告します。本日ただ今の出席委員数は19名でありますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、会議は成立しております。

たつの市農業委員会会長専決規程により、専決処分した

- ・利用目的の変更届について
- ・農地法第5条の規定による使用目的変更及び所有権移転・売買の届出について
- ・農地法第5条の規定による使用目的変更及び使用貸借権設定の届出について

を別紙資料として、お手元に配布いたしておりますので、ご熟読の

上、ご了承願います。

なお、令和 7 年 4 月定例会、議案第 103 号「農地法第 5 条の規定による使用目的変更及び所有権移転・売買に対する意見について」の番号 952、譲受人 [REDACTED]、譲渡人 [REDACTED]、転用目的 太陽光発電施設の設置の案件につきましては、申請者から事業計画内容の見直しもしくは取下げを検討したいとの申し入れがあったため審議保留としておりましたが、5 月 16 日付けで取下願いの提出があり、同月 21 日に受理しましたのでご報告いたします。

3 会議宣告

○議長（猪澤敏一委員）

これより会議に入ります。

日程第 1「議事録署名委員の指名について」を議題といたします。

たつの市農業委員会会議規則第 18 条第 2 項の規定に基づき、17 番苗村武大委員、19 番前田喜代和委員にお願いします。

（「はい」）との声）

次に、日程第 2「議案第 109 号 非農地証明願の承認について」を議題といたします。

それでは、事務局に議案を朗読させ、説明させます。

○事務局（井上吾郎君）

「議案第 109 号 非農地証明願の承認について」

農地法第 2 条に規定する農地ではない旨の証明願が 3 件出ておりますのでご説明いたします。

1 件目の願い出地は、揖西町 [REDACTED] の登記地目・畑、現況は宅地、面積は 198 m²でございます。願い出人は、[REDACTED]

[REDACTED]、昭和 41 年に敷地北側に、隣接地とあわせて住宅の一部を建築したのち増築も行われ、また、昭和 53 年には敷地南側に物置を建築し、現在に至っており、地目を現況にあわせたいとの願い出がありました。

20 年以上農地でないことは、平成 11 年撮影の空中写真及び建物の全部事項証明書により確認し、宅地であると判断しました。また、担当委員及び事務局職員の現地調査で、現在も同じ状況であること

を確認しましたので、農地に復元することは不可能と判断しました。

2 件目の願い出地は、神岡町[]の登記地目・畑、現況は宅地、面積は 79 m²でございます。願い出人は、[]、昭和 53 年に住宅敷地として戸建住宅を建築し、現在に至っており、地目を現況にあわせたいとの願い出がありました。

20 年以上農地でないことは、固定資産税評価証明書により確認し、宅地であると判断しました。また、担当委員及び事務局職員の現地調査で、現在も同じ状況であることを確認しましたので、農地に復元することは不可能と判断しました。

3 件目の願い出地は、神岡町[]の登記地目・畑、現況は宅地、面積は 112 m²でございます。願い出人は、[]、昭和 47 年頃に工場・倉庫を建築し、現在に至っており、地目を現況にあわせたいとの願い出がありました。

20 年以上農地でないことは、建物の全部事項証明書により確認し、宅地であると判断しました。また、担当委員及び事務局職員の現地調査で、現在も同じ状況であることを確認しましたので、農地に復元することは不可能と判断しました。

事務局からの説明は以上でございます。

○議長（猪澤敏一委員）

議案の朗読及び説明は終わりました。ご質疑等ご発言はありませんか。

（「なし」の声あり）

ご発言がないので、原案のとおり承認することに決してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認め、「議案第 109 号」は、原案のとおり承認することに決しました。

次に、日程第 3「議案第 110 号 農地法第 3 条の規定による所有権移転・売買の承認について」を議題といたします。

それでは、事務局に議案を朗読させ、説明させます。

○事務局（井上吾郎君）

「議案第 110 号 農地法第 3 条の規定による所有権移転・売買の承認について」

3 条売買の案件が 4 件出ておりますのでご説明いたします。

1 件目の申請地は、揖西町[REDACTED]の畑で、面積は 1,440 m²、譲受人は[REDACTED]、譲渡人は[REDACTED]、譲渡人は高齢で市外居住のため耕作管理が難しいことから、地域で耕作している譲受人に農地を譲り渡すことで合意に至ったものでございます。

譲受人が取得後のすべての農地を利用するかどうかですが、譲受人が所有する農地について現地調査を行ったところ、複数の農地が保全管理もしくは遊休農地となっており、すべての農地を効率的に利用するものと見込まれませんでした。

そのことから、農地法第 3 条第 2 項第 1 号の「取得後において耕作に供すべき農地の全てを効率的に利用して耕作を行うと認められない場合」に該当するため、地区委員会において不許可相当と判断されました。

2 件目の申請地は、揖西町[REDACTED]の畑で、面積は 189 m²、譲受人は[REDACTED]、譲渡人は[REDACTED]、譲渡人は高齢で耕作管理が難しいことから、地域で耕作している譲受人に農地を譲り渡すことで合意に至ったものでございます。

譲受人が取得後のすべての農地を利用するかどうかですが、譲受人は、地域で耕作しており、畑を耕作する農機具も所有しているため、今後、農地を効率的に利用するものと見込まれます。

最後に、周辺の農地や耕作への影響ですが、地域の慣例に従い耕作しますので、周囲の耕作に影響を及ぼすおそれはないと認められます。

3 件目の申請地は、揖西町[REDACTED]の畑で、面積は 12 m²、譲受人は[REDACTED]、譲渡人は[REDACTED]、譲渡人は高齢で市外居住のため耕作管理が難しいことから、隣接農地を耕作している譲受人に農地を譲り渡すことで合意に至ったものでございます。

譲受人が取得後のすべての農地を利用するかどうかですが、譲受人は、地域で耕作しており、必要な農機具も所有しているため、今後、農地を効率的に利用するものと見込まれます。

最後に、周辺の農地や耕作への影響ですが、地域の慣例に従い耕作しますので、周囲の耕作に影響を及ぼすおそれはないと認められます。

4 件目の申請地は、新宮町[]の畑で、面積は 341 m²、譲受人は[]、譲渡人は[]、譲渡人は市外居住で高齢のため耕作管理が難しいことから、地域で耕作している譲受人に農地を譲り渡すことで合意に至ったものでございます。

譲受人が取得後のすべての農地を利用するかどうかですが、譲受人は、地域で耕作しており、必要な農機具も所有しているため、今後、農地を効率的に利用するものと見込まれます。

最後に、周辺の農地や耕作への影響ですが、地域の慣例に従い耕作しますので、周囲の耕作に影響を及ぼすおそれはないと認められます。

よって、番号 968、番号 975 及び番号 973 については、農地法第 3 条第 2 項の不許可の要件に該当しませんので許可相当、番号 967 については、農地法第 3 条第 2 項の不許可の要件に該当するため不許可相当と考えます。

事務局からの説明は以上でございます。

○議長（猪澤敏一委員）

議案の朗読及び説明は終わりました。ご質疑等ご発言はありませんか。

（「なし」の声あり）

ご発言がないので、原案のとおり番号 968、番号 975 及び番号 973 については許可相当、番号 967 については不許可相当として承認することに決してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認め、「議案第 110 号」は、原案のとおり番号 968、番号 975 及び番号 973 については許可相当、番号 967 については不

許可相当として承認することに決しました。

次に、日程第4「議案第111号 農地法第3条の規定による所有権移転・贈与の承認について」を議題といたします。

それでは、事務局に議案を朗読させ、説明させます。

○事務局（井上吾郎君）

「議案第111号 農地法第3条の規定による所有権移転・贈与の承認について」

3条贈与の案件が1件出ておりますので、ご説明いたします。

申請地は、揖保町[]の田で、面積は1,804㎡、譲受人は[]、譲渡人は[]、譲渡人は高齢で県外居住のため農地の耕作管理が難しいことから、親族である譲受人に農地を贈与することで合意に至ったものでございます。

譲受人が取得後のすべての農地を利用するかどうかですが、譲受人は、現在、当該地を使用貸借している営農組合の「[]」の組合員であり、引き続き、すべての農地を効率的に利用するものと見込まれます。

最後に、周辺の農地や耕作への影響ですが、地域の慣例に従い耕作しますので、周囲の耕作に影響を及ぼすおそれはないと認められます。

よって、農地法第3条第2項の不許可の要件に該当しませんので許可相当と考えます。

事務局からの説明は以上でございます。

○議長（猪澤敏一委員）

議案の朗読及び説明は終わりました。ご質疑等ご発言はありますか。

（「なし」の声あり）

ご発言がないので原案のとおり承認することに決してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認め、「議案第111号」は、原案のとおり承認する

ことに決しました。

次に、日程第 5「議案第 112 号 農地法第 5 条の規定による使用目的変更及び使用貸借権設定に対する意見について」を議題といたします。

それでは、事務局に議案を朗読させ、説明させます。

○事務局（井上吾郎君）

「議案第 112 号 農地法第 5 条の規定による使用目的変更及び使用貸借権設定に対する意見について」

5 条使用貸借権設定の案件が 1 件でしておりますので、ご説明いたします。

なお、4 ページ上段には「議案第 112 号 農地法第 5 条の規定による使用目的変更及び貸借権設定に対する意見について」と記載しておりますが、「貸借権設定」は誤りで、正しくは「使用貸借権設定」でございますので、ご報告申し上げます。

申請地は、誉田町 [] 及び [] の田で、面積は [] [] については 585 m^2 のうち 59.8 m^2 、[] については $1,543\text{ m}^2$ のうち 70.56 m^2 、農地区分は、公共施設等から至近距離（おおむね 300m 以内）の第 3 種農地（3-（2））に該当すると判断します。

申請人は、借受人が []、貸出人は [] については []、[] については []、転用目的は、5 ページ記載の議案第 113 号 番号 970 の太陽光発電装置の設置工事に伴い、当該地の一部について、転用する農地までの進入路として一時転用するものでございます。

太陽光パネル等の設置工事期間のみ、現状のまま進入路として使用することとすることで、土地の造成期間等はなく、復元等も含めてかかる経費はありません。

また、一時転用期間については、許可後 120 日間となっております。

転用の妨げとなる権利設定や、他の法令による手続きも必要ありませんので、許可後は計画どおり一時転用するものと見込まれます。

周辺営農への影響については、隣接農地 2 名のうち 1 名から同意

を得られていないため疎明書の提出がありましたが、太陽光施設の設置工事期間のみの進入路として使用するもので、隣接農地に影響を与えるものではなく、万が一被害が発生した場合は善処することですので、周囲の営農に支障はないものと考えます。

よって、農地法第5条第2項の不許可の事項に該当しませんので許可相当と考えます。

事務局からの説明は以上でございます。

○議長（猪澤敏一委員）

議案の朗読及び説明は終わりました。ご質疑等ご発言はありませんか。

（「なし」の声あり）

ご発言がないので原案のとおり許可相当として意見を付して進達することに決してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認め、「議案第112号」は原案のとおり許可相当として意見を付して進達することに決しました。

次に、日程第6「議案第113号 農地法第5条の規定による使用目的変更及び所有権移転・売買に対する意見について」を議題といたします。

事務局に議案を朗読させ、説明させます。

○事務局（井上吾郎君）

「議案第113号 農地法第5条の規定による使用目的変更及び所有権移転・売買に対する意見について」

5条所有権移転・売買の案件が2件でしておりますので、ご説明いたします。

1件目の申請地は、菅田町 [REDACTED] の田で、面積は1,260㎡、農地区分は、公共施設等から至近距離（おおむね300m以内）の第3種農地（3-（2））に該当すると判断します。

申請人は、譲受人が [REDACTED]

、譲渡人は [REDACTED]

、転用目的は、売電の為に太陽光発電設備

の設置です。

土地の造成期間は許可日から 30 日間、施設の建築期間は造成後から 60 日間となっております。

必要な資金は自己資金で賄いますので、金融機関の残高証明書で必要な資金が準備できていることを確認しました。

転用の妨げとなる権利設定や他の法令の制限はなく、太陽光設備の認定を受けていますので、許可後は計画どおり転用するものと見込まれます。

周辺営農への影響については、周囲の同意を得ており、万が一被害が発生した場合は善処することですので、周囲の営農に支障はないものと考えます。

2 件目の申請地は、新宮町 [REDACTED] の田で、面積は 838 m²、農地区分は、住居等が連担する区域に近接（おおむね 500m 以内）かつ農地（等）の集団規模 10h 未満の第 2 種農地（2-（3））に該当すると判断します。

申請人は、譲受人が [REDACTED]
[REDACTED]、譲渡人は [REDACTED]、転用目的は、売電の為の太陽光発電設備の設置です。

土地の造成期間は許可日から 30 日間、施設の建築期間は造成後から 30 日間となっております。

必要な資金は自己資金で賄いますので、金融機関の残高証明書で必要な資金が準備できていることを確認しました。

転用の妨げとなる権利設定や他の法令の制限はなく、太陽光設備の認定を受けていますので、許可後は計画どおり転用するものと見込まれます。

周辺営農への影響については、周囲の同意を得ており、万が一被害が発生した場合は善処することですので、周囲の営農に支障はないものと考えます。

なお、当該地については、昔に資材置場として使用された経緯があり、一部敷地に納屋が建っていることから、申請人より始末書の提出があり、今回の転用の際に納屋等を撤去する旨を確認しており、支障はないものと考えます。

よって、いずれも農地法第 5 条第 2 項の不許可の事項に該当しま

せなので許可相当と考えます。

事務局からの説明は以上でございます。

○議長（猪澤敏一委員）

議案の朗読及び説明は終わりました。ご質疑等ご発言はありませんか。

（「なし」の声あり）

ご発言がないので原案のとおり許可相当として意見を付して進達することに決してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認め、「議案第 113 号」は原案のとおり許可相当として意見を付して進達することに決しました。

次に、日程第 7「議案第 114 号 農用地利用集積等促進計画案に係る農業委員会の意見聴取について」を議題といたします。

事務局に議案を朗読させ、説明させます。

○事務局（井上吾郎君）

「議案第 114 号 農用地利用集積等促進計画案に係る農業委員会の意見聴取について」

農用地利用集積等促進計画作成で貸借権等を設定する場合、本促進計画案を農地中間管理機構の地域審査会で諮るとともに、市農業委員会に諮り意見書を附して回答することとなっております。最終的には、農地中間管理機構において促進計画の決定後、市へ認可申請があり、市が公告することになります。

今回は、貸借権等の設定にあたり、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 3 項の規定に基づき、市から意見を求められているものでございます。

なお、農地利用集積等促進計画により、貸借権の設定を行うのは、全 752 筆、設定面積の合計は 1,374,861 m²でございます。

貸借権の設定を受けようとするものにつきましては、耕作等の事業に供すべき農用地の全てを効率的に利用し、農作業に常時従事するものと認められるため、いずれも支障はなく、異議はないものと考えます。

事務局からの説明は以上でございます。

○議長（会長）

議案の朗読及び説明は終わりました。ご質疑等ご発言はありませんか。

（「なし」の声あり。）

ご発言がないので「異議なし」と回答することに決してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

ご異議なしと認め、「議案第 114 号」は「異議なし」と回答することに決しました。

4 閉会宣告

○議長（猪澤敏一委員）

以上で本日の議事は、全部終了しました。これをもって、本日の定例会を閉じます。

閉会宣告 午前 10 時 23 分

たつの市農業委員会会議規則第 18 条第 2 項の規定により署名する。

令和 7 年 5 月 2 7 日

たつの市農業委員会議長
(会 長)

議事録署名委員
(17 番 苗村武大委員)

議事録署名委員
(19 番 前田喜代和委員)